

7. 精神保健福祉相談

(1) 精神保健福祉相談の概況

当センターでは、前身となる昭和27年の小児精神衛生相談所（ベビーホーム）開設以来、昭和31年開設の精神衛生相談所、昭和58年のデイケアセンター、平成9年の精神保健福祉総合センターと組織を改編しながら、精神保健福祉に関する相談を継続して実施してきている。

相談内容は心の健康に関するものから、アルコール、薬物、思春期に関するものなど多岐に渡り、幅広い層の市民からの相談に、多職種が在籍する専門機関としての特徴を生かし、来所、電話、訪問、他機関との連携等の支援手法を用い対応している。

(2) 精神保健福祉相談状況

①相談状況（実績）

ア. 相談者数

来所相談		電話相談(延数)			訪問指導(延数)
新規実数	再来延数	はあとライン	ナイトライン	所内電話相談	
306	1,841	2,863	8,322	1492	451

イ. 新規相談来所経路

直接	医療機関	各区保健福祉センター	児童相談所	学校	その他
171	40	16	0	10	69

ウ. 集団療法等の実施状況

集団療法等	回数	参加実人数	参加延人数
アルコール・薬物家族ミーティング	35	25	95
ひきこもり家族グループ	12	17	75
ひきこもり当事者グループ	23	4	31
合計	70	46	201

エ. 新規相談の主訴別状況

主訴項目	実人数
行動上の問題(ひきこもり、暴力など)	108
精神的悩み(ゆううつ、イライラなど)	74
学校不適應(不登校など)	33
家族関係(育児、夫婦関係など)	37
地域・職場不適應(地域での対人関係など)	33
物質依存(アルコールなど)	21
合計	306

(3) 電話相談の状況(再掲)

①はあとライン(日中帯の電話相談事業)

開設時間帯は、月曜～金曜の午前10時から12時および午後1時から4時までである。

(金曜午前10時から12時は精神科医対応)

ア. 相談者性別

男性	786
女性	1822
不明	255
合計	2,863

イ. 相談者住所

青葉区	77
宮城野区	28
若林区	10
太白区	98
泉区	68
市内不明	328
市外	196
不明	2058
合計	2,863

ウ. 相談者年代

10代	27
20代	134
30代	164
40代	205
50代	162
60代	82
70代	15
80代	14
90代	1
不明	2,059
合計	2,863

エ. 相談内容別

老人精神保健	20
社会復帰	20
アルコール	20
薬物	0
ギャンブル	6
思春期(青年期・20歳未満)	44
こころの健康づくり(20歳以上)*	2,224
うつ・うつ状態	79
摂食障害	2
てんかん	0
その他	448
合計	2,863

*こころの健康づくり(20歳以上)の内訳

被害妄想的な訴え	105
精神障害ではないかとの訴え	21
精神障害の治療の問題	141
対人関係についての悩み	393
生き方についての悩み	173
仕事・職場についての悩み	223
夫婦関係等家庭内の悩み	217
心氣的・身体的訴え	155
抑うつ的な訴え	306
医師による相談・セカンドオピニオン	222
その他	268
合計	2,224

②ナイトライン（夜間・休日帯の電話相談事業）

開設時間帯は、年中無休で午後 6 時から午後 10 時までである。
 特非）仙台市精神保健福祉団体連絡協議会へ委託し実施している。

ア. 相談者性別

男 性	3,783
女 性	2,757
不 明	1,782
合 計	8,322

イ. 相談者住所

青葉区	138
宮城野区	185
若林区	14
太白区	677
泉 区	786
市内不明	895
市 外	1,007
不 明	4,620
合 計	8,322

ウ. 相談者年代

10 代	17
20 代	118
30 代	495
40 代	2,089
50 代	524
60 代	248
70 代	50
80 代	2
90 代	0
不明	4,779
合 計	8,322

エ. 相談内容別

老人精神保健	2
社会復帰	7
アルコール	5
薬物	1
ギャンブル	2
思春期(青年期・20歳未満)	13
こころの健康づくり(20歳以上)*	2,696
うつ・うつ状態	59
摂食障害	3
てんかん	0
その他	5,534
合 計	8,322

*こころの健康づくり(20歳以上)の内訳

被害妄想的な訴え	36
精神障害の治療の問題	38
対人関係についての悩み	454
生き方についての悩み	259
仕事・職場についての悩み	428
夫婦関係等家庭内の悩み	266
近隣とのトラブルについて	14
心氣的・身体的訴え	159
抑うつ的な訴え	111
強迫的な訴え	15
その他	916
合 計	2,696

(4) ケース会議

相談業務におけるケースへの対応を、講師を迎えて検討し、支援に活かすことを目的としている。今年度は年間計 10 回にわたりケース会議を開催し、職員の力量向上に努めた。

◎講師：東北大学大学院教授 加藤 道代 氏
東北福祉大学准教授 志村 祐子 氏
岩手医科大学教養教育センター助教 藤澤 美穂 氏

開催日	検討分類
平成 30 年 5 月 28 日	子のひきこもりが長期化している親との面接
6 月 28 日	沈黙の多い面接を続ける相談者との面接
7 月 23 日	親に暴言を吐くひきこもり者の親との面接
8 月 17 日	不安感の強い相談者との面接
9 月 3 日	アンビバレントな感情を抱える相談者へのアプローチについて
10 月 16 日	キャンセルを繰り返し、相談が断続的となっている相談者との面接
11 月 26 日	ひきこもりの子を持ち、課題解決に向けて主体性を持ってない親との面接
12 月 25 日	生きづらさを感じているものの、相談動機が低い相談者との面接
平成 31 年 1 月 28 日	複雑な家族関係を持つひきこもり者への支援について
2 月 26 日	親との葛藤を抱えながら就労を目指す相談者との面接

8. 地域総合支援事業

(1) 事業概要

精神保健福祉法第6条及び「精神保健福祉センター運営要領」では、センターの業務として保健所等への技術指導、技術援助及び人材育成などが示されている。当センターにおいても、市内5区2支所の保健所支所に対し直接・間接援助を行ってきたが、平成26年10月、「仙台市精神保健福祉総合センター地域総合支援事業(アウトリーチ協働支援事業)実施要綱」を制定し、以降はこの要綱に基づき事業としての技術援助を継続している。

保健所支所等の地域精神保健福祉活動における複雑困難事例への支援、保健所支所や相談支援事業所等が行う精神障害者地域移行支援及び地域定着支援、保健所支所等の行う心のケアが必要とされる被災者に対する支援、医療観察法対象者への支援に加え、平成28年6月に施行された「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」の対象の薬物依存症者への支援を実施している。東日本大震災後心のケア支援事業については、第9章で報告する。

① 従事職員

事例の担当は主に相談係の専門職6名が担う。

精神科医は必要に応じて職員が実施する訪問活動への同行等を行う。

表1 従事職員内訳

精神科医	心理士	保健師	精神保健福祉士	計
1名	4名	1名	1名	7名

② 実績

平成30年度は、複雑困難、地域移行、医療観察法と薬物関連への支援を合わせて計102名の対象者に対し、訪問、面接、ケア会議、電話対応で計573回の支援を実施した。対象者及び支援回数の内訳は表2～5のとおりである。

表2 支援対象別実人数 (名)

複雑困難	46
地域移行	39
医療観察	17
薬物関連	1
計	103

表3 住所地別の支援対象者実人数 (名)

青葉区	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区	秋保総合支所	泉区	不定・他市町村	計
25	2	16	18	22	1	9	10	103

表4 延べ支援回数 (回)

	訪問	来所	ケア会議	電話	計
複雑困難	229	0	55	17	301
地域移行	154	0	57	24	235
医療観察	1	0	27	0	28
薬物関連	9	0	0	0	9
計	393	0	139	41	573

表5 新規・終了者実人数 (名)

	新規	終了
複雑困難	8	10
地域移行	6	5
医療観察	2	1
薬物関連	0	0
計	16	16

表6 診断名別支援対象者 (疑いを含む) (名)

診断名 (疑いを含む)	複雑困難	地域移行	医療観察法	薬物関連	計
統合失調症圏	24	27	11	0	62
知的障害または発達障害を伴う統合失調症圏	8	10	3	0	21
その他の精神疾患を伴う統合失調症圏	2	0	2	1	5
気分障害	0	1	0	0	1
神経症圏	2	0	0	0	2
知的障害	1	0	0	0	1
その他の精神疾患を伴う知的障害	0	0	1	0	1
物質関連障害	5	1	0	0	6
器質性精神障害	3	0	0	0	3
不明	1	0	0	0	1
計	46	39	17	1	103

③ 課題と今後に向けて

個々の事例において、保健所支所と共に地域における多機関での支援体制づくりを積み重ねてきていることは、成果と言える。様々な時期を経て安定した生活に至る事例の支援経過を、多機関で共有し積み重ねることで、地域の支援者が自信と希望を持って対象者に関わることが望ましい。当センターの役割は、その一助として、支援体制の構築・維持及び発展に貢献することであり、地域精神保健福祉活動を推進する機能を発揮することである。仙台市の地域精神保健福祉活動がより有効なものへと成熟し、当事者やその家族及び市民全体に対して役立つために、センター内のケースレビューや事例検討会を利用し、支援経験から得られた知見等を整理・蓄積し、地域に還元していきたい。

(2) 地域移行・地域定着支援

平成 18 年度より精神障害者退院促進支援事業を開始し、当センターが実施主体となり、各区保健所支所や相談支援事業所等関係機関と連携しながら、個別の退院支援と体制整備を推進してきた。制度改正においては、平成 24 年度に、「地域移行支援・地域定着支援」の個別給付化、平成 26 年度には、精神保健福祉法の改定による精神科病院における退院促進のための体制整備の義務付け等の変化が見られた。このことから、平成 27 年 3 月に精神障害者退院促進支援事業を廃止し、「地域総合支援事業（アウトリーチ協働支援事業）」の中で、各区保健所支所や相談支援事業所等が行う地域移行支援・地域定着支援への技術援助を実施している。また、平成 25 年度より「精神障害者のための地域移行推進連絡会」を開催し、医療・福祉・行政等の関係機関の連携強化を図り、課題解決のための検討を行っている。

①個別支援

「8. 地域総合支援事業（1）事業概要」の項に記載

②精神障害者のための地域移行推進連絡会

障害者相談支援事業所との協働で毎月開催している。障害者相談支援事業所と当センターが中心となり、地域移行・地域定着支援における課題整理を行い、事業推進のための連絡調整を行う「事務連絡会」と、地域移行・地域定着に関わる関係機関を対象に、事例検討やグループワークを通して、地域移行に関する普及啓発とネットワークの構築を行う「多機関連絡会」の 2 部構成で行った。「③人材育成・研修」「④長期入院者への地域移行普及啓発活動」の項に記載した取り組みに関しては、事務連絡会の中で検討して実施した。

開催月	事務連絡会	多機関連絡会	参加人数
4 月	主な議題 ・長期在院患者へのアプローチ ・精神科病院と地域支援事業者との連携 ・ケースレビュー、支援実践の蓄積		13
5 月		仙台市の地域移行・定着支援について	27
6 月			13
7 月		事例検討	25
9 月			14
10 月		事例検討	25
11 月			11
12 月		事例検討	21
1 月			10
2 月		今年度の振り返り・次年度に向けて	24
3 月			14

③人材育成・研修

地域移行・地域定着支援に関わる専門職を対象に研修会を実施した。

- ・精神科病院職員研修への職員派遣

＊障害者相談支援事業所、障害者支援課ピアスタッフとの協働

宮城県立精神医療センター（東1病棟、東2病棟、西1病棟）

- ・地域移行関連研修会

開催日	内容及び講師	対象者 参加人数
平成30年 11月17日	「その人らしい地域生活を目指して～看護力を活かした地域移行支援 退院支援プログラムと多職種・地域連携～」 講師 福井記念病院 副院長・看護部長 中庭良枝氏 地域医療連携室ネットワーク部長 三瓶芙美氏 リハビリテーション科長 松岡太一氏 グループワーク ※一般社団法人日本精神科看護協会宮城県支部と共催	精神科病院・ 障害者相談支援事業所・行政機関で地域移行支援に従事する職員 52名

④長期入院患者への地域移行普及啓発活動 ＊障害者支援課ピアスタッフとの協働

病棟に地域支援者が出向き、長期入院患者を対象に、社会資源の情報等を伝え、地域生活について考える契機とする普及啓発活動を実施した。退院した当事者や障害者支援課ピアスタッフの体験談の際には熱心に耳を傾ける長期入院患者が多く、普及啓発活動後のアンケートでは、長期入院患者が今後について考える契機となったことが伺えた。また、病棟スタッフからも、改めて長期入院患者の地域生活への思いを知ることができたとの感想が寄せられている。

宮城県立精神医療センター東1病棟(男女混合の社会復帰病棟、急性期の後方支援病棟)

開催日	内容	参加人数
平成30年 7月24日	ガイダンス 退院した先輩からのビデオレター	入院患者 15名 病院職員 4名 地域支援者 7名
8月28日	社会資源ってなあに？	入院患者 19名 病院職員 5名 地域支援者 4名
9月25日	暮らしのスタイル	入院患者 15名 病院職員 6名 地域支援者 4名
10月24日	冊子「地域で暮らそう」について	入院患者 15名 病院職員 6名 地域支援者 4名
11月27日	暮らしの知恵「お買い物」について	入院患者 15名 病院職員 6名 地域支援者 4名
12月25日	疑問質問何でもコーナー	入院患者 14名 病院職員 3名 地域支援者 9名（相談支援事業所、 宿泊型自立訓練事業所も参加）

宮城県立精神医療センター東 2 病棟 (男女混合の社会復帰病棟、急性期の後方支援病棟)

開催日	内容	参加人数
平成 30 年 7 月 26 日	ガイダンス 退院した先輩からのビデオレター	入院患者 11 名 病院職員 3 名 地域支援者 4 名
9 月 20 日	社会資源ってなあに？	入院患者 13 名 病院職員 5 名 地域支援者 4 名
10 月 18 日	冊子「地域で暮らそう」について	入院患者 11 名 病院職員 4 名 地域支援者 4 名
11 月 29 日	疑問質問何でもコーナー	入院患者 13 名 病院職員 5 名 地域支援者 9 名 (相談支援事業所、 宿泊型自立訓練事業所も参加)

宮城県立精神医療センター西 1 病棟 (成人慢性期ユニットと児童・思春期ユニットの混合病棟)

開催日	内容	参加人数
平成 31 年 2 月 8 日	ガイダンス 退院した先輩からのビデオレター	入院患者 15 名 病院職員 5 名 地域支援者 5 名

⑤他機関の研究への参加

- ・宮城県立精神医療センター「チーム医療委員会」(月 1 回参加)
慢性重症事例のチーム外モニタリングを行い、慢性期患者に必要な支援プログラムの検討を行った。

(3) 医療観察法対象者への支援

地域処遇対象者のケア会議(仙台保護観察所主催)に出席し、現在の処遇内容及び地域処遇終了後の支援体制への円滑な移行に関する検討を行う。

①実績

- ア. 医療観察法適用者のケア会議への出席(26回/対象者実人数 17名)
 - ・地域処遇中の対象者の状況確認及び支援方針、方法についての助言
 - ・処遇終了事例について、必要に応じて処遇困難事例として支援を継続
- イ. 宮城県医療観察制度運営連絡協議会への出席(1回)
- ウ. 仙台保護観察所との打ち合わせ
 - ・新規地域処遇事例についての事前情報共有(随時)
- エ. 宮城県医療観察制度研修会への参加(1回)
- オ. かぞくのつどい(医療観察法対象者家族)(年 3 回) ※アドバイザーとして参加

②課題と今後に向けて

保護観察所主催のケア会議に出席しながら経緯を見守り、処遇終了後は必要に応じて保健所支所と協働で支援を行うという当センターの立ち位置は定着してきた。直接支援には入っておらず、対象者や家族との関係性も乏しい中で、ケア会議では処遇そのものに対す

る助言を求められるため、対象者及び家族に対して、支援体制について等、俯瞰する視点が必要である。

新規対象者について保護観察所より当センターへの事前の情報提供が慣例化しつつある(住民票が仙台市内にありながら仙台市外に居住予定の者なども)。地域の支援者による関わりが基本であるという立場は、常に確認しておく必要はあり、特に市外ケースについては、ケア会議の参加についても、担当者としてどこまで出席・関与していくか所内で一定の基準を設け対応する。

昨年度、医療観察法対象者家族に対する支援の場として保護観察所主催の家族会の立ち上げに協力を行い、今年度よりアドバイザーとして出席している。全国的にも保護観察所で家族会を開催しているところは少なく、精神的負担を伴う経験をしてきたご家族にとって支えあいの場になっている。当センターが参加する目的やニーズを確認しながら、必要に応じて参加していく。

また、件数は少ないが、薬物依存者に対する心理教育等の関わりを求められるなど、求められることも多様化してきている。今後も事例の積み重ねから、医療観察法対象者への地域における支援のあり方を考えていきたい。

(4) 地域精神保健福祉活動連絡会議

本会議は平成 12 年度に移送制度の適正な運用のために始まったが、移送制度の定着に伴いその他の処遇困難事例のケース検討を行ってきた。平成 23 年度からは各区の地域精神保健福祉に関する情報共有の場としても活用しており、精神保健福祉業務担当者会議に近い役割も担っている。

会議において事例検討を行う意義としては、移送制度の適正な運用を図ることの他に、①困難事例の処遇について第三者の意見を得ることにより、効果的な支援策の発想につながる可能性があること、②地域精神保健福祉サービスの質をできるだけ高いレベルにおいて均一化すること、が挙げられる。

また、地域精神保健福祉活動に関する情報共有を行うことにより、業務上の全市的な課題やトピックについて担当者レベルでの共通認識を持ち、共に課題解決の提案をしたり、既存の事業をより効果的な展開へ導いたりすることを狙いとしている。

①実績

- ・実施回数 10 回
- ・参集対象 障害者支援課、各区障害高齢課・支所保健福祉課の精神保健福祉業務担当者
- ・事例検討(件数) 通報事例より 3 件、その他処遇困難事例 2 件、移送関連 0 件

開催数(回)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
参加者(人)	19	15	10	17	13	9	11	13	11	11
通報事例より(件)	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
その他処遇困難(件)	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
移送関連(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②情報共有と共通課題の検討など

- ・23条通報時の対応の流れについて(各区／第1回)
- ・アルコール/薬物関連事業について(当センター／第1回)
- ・調査時における本人・家族への説明について(各区／第2回)
- ・精神障害者の退院後支援計画について(支援課／第2回及び第4回)
- ・「自傷」により通報となったケースの振り返りについて(各区／第4回)
- ・ひきこもり事業について(当センター／第5回)
- ・区をまたいで通報される可能性があるケースの共有(各区／第7回及び第8回)
- ・他都市における退院後支援計画の実施状況について(太白区・泉区／第9回)

③課題と今後に向けて

今年度は、事例検討は通報事例より3件、処遇困難事例2件であり、また、情報共有や共通課題の検討などが多く話し合われた。

事例検討に関しては、今後も「困難事例は仙台市全体で支える」という意識を持ちながら、検討結果がその後どのように活かされたかを検証しながら行っていく必要がある。その際、ケースに対応する支援者が行き詰まり感や無力感、疲労感、不安感などを抱えていることも少なくない。主催者側の意識として、エンパワーメントの視点を持ち、議論が活性化できるよう創意工夫をしていく必要がある。

また、情報共有の場として、どういった内容が適切か各区のニーズを把握しながらテーマ設定を行っていく。

地域総合支援事業

9. 東日本大震災後こころのケア

(1) 事業の概要

当センターは、中長期的展望に立って震災後こころのケア事業を展開するため、平成 25 年 6 月に「仙台市震災後心のケア行動指針」を策定した。指針においては、時期を第Ⅰ期～第Ⅲ期にわけ、それぞれの時期の復興に向けた動きに伴った生活上の問題点を予想した上で、1) 相談支援、2) 普及啓発、3) 人材育成、4) マネジメント、5) 連絡調整といった事業を展開している。

平成 30 年度は、第Ⅲ期（平成 30 年度～平成 32 年度）（生活再建期～復興完了期（固定期））にあたる。復興公営住宅等の恒久的な生活の場に移り生活が定着したように表面上は見えるが、新たな生活環境への不適應やコミュニティからの孤立、心身の健康の低下、進む高齢化、経済的困難など、要支援者は複合的な問題を抱えている人が依然として多いことが伺える。当センターにおいても、各区保健福祉センター等と協働し、多機関・多職種連携の元、下記のとおり被災者支援を実施した。

(2) 相談支援の状況

精神科医・心理士・保健師・精神保健福祉士・社会福祉士を、下記のとおり、各区に派遣した。

主に各区保健福祉センターの被災者支援担当者のコーディネートにより、心のケアが必要と見られる被災者への訪問、各区での面接相談等の個別支援を協働で行っている。それらの対象者については、定期的なケースレビューや情報交換会等で支援方針を共有している。

①職種別職員派遣状況（延回数）

職種 年月	職種				
	精神科医師	心理士	保健師	精神保健福祉士	社会福祉士
平成 30 年 4 月	1	3	1	1	1
5 月	2	12	2	6	6
6 月	3	13	2	2	5
7 月	3	11	2	4	3
8 月	3	6	0	3	2
9 月	4	5	2	2	2
10 月	4	9	1	4	5
11 月	2	6	0	4	3
12 月	3	8	2	5	5
平成 31 年 1 月	1	6	0	2	2
2 月	4	9	0	4	2
3 月	3	6	0	3	3
計	33	94	12	40	39

②実績

各区や子供未来局等が実施する被災者の心のケアに関連した事業に職員を派遣し、各区・各支所・関係機関等の職員と共に協働支援の実施や、技術支援等を実施している。

<平成 30 年度延べ派遣数>

[1] 各区保健福祉センター等への技術支援

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	宮城総合支所	計
支 援 回 数	7	223	56	6	5	5	302
訪 問（実数 / 延べ数 : 件）	0/0	111/209	30/50	1/1	0/0	0/0	142/260
レビュー・事例検討（回）	5	9	4	4	4	4	30
心の啓発活動（回）	0	2	0	0	0	0	2
アルコール関連問題研修・事例検討	0	0	0	0	0	0	0
被災者支援・復興公営住宅ワーキンググループ等（回）	2	3	2	1	1	1	10

[2] 子どものこころのケア関係

- ・子どものこころの相談室(太白区) 4回
- ・子どものこころのケア懇談会(子供未来局) 1回
- ・研修講師 2回(太白区、子供未来局)

[3] 児童生徒のこころのケア関係

- ・児童生徒の心のケア検討委員会出席 2回
- ・被災校への精神科医派遣 9回(岡田小学校、七郷小学校)
- ・子どものこころのケア支援チーム 6回
- ・研修講師 3回(支援対象校・岡田小学校・七郷小学校)

[4] こころのケア関係

- ・宮城野区介護予防教室 2回 「心の健康づくり」の講話やリラクゼーションの実践
- ・研修講師 3回 (宮城県消防学校 3回)

③延べ対象者数と相談内訳

各相談項目の内容については表 1 に示す。平成 30 年度の相談支援対象者は、延べ 260 人であった。図 2 より、相談内容の割合を見ると、昨年度と同様に「ストレス関連」が最も多かった。また、「アルコール関連」が増加している。「社会生活関連」が占める割合も高めである。

復興公営住宅等の再建先の新しいコミュニティへの適応に関連するストレスや、経済的負担の増加といった不安等が生じており、悲嘆や喪失といった震災が直接もたらすストレスのみならず、心身の健康、経済、人間関係、就労といった複合的な問題が与えるストレスを訴える事例の割合が増えている。一方で、生活再建という目前の問題が解消されたために、それまで語られなかった被災体験や喪失感を訴え、心身の健康問題を呈する事例も散見され、継続的な支援が求められていると言える。

表 1 各相談項目の内容

項目	内容
アルコール関連	(飲酒により) 騒ぐ、暴言、暴行
身体疾患関連	悪性新生物、循環器系、消化器系、神経系、目・付属器等の身体疾患
精神疾患関連	PTSD、アルコール、気分障害、統合失調症、認知症、その他
家庭関連	DV、家庭不和、虐待、不適切介護
社会生活関連	育児不安、稼働不安定、居住地、失業、借入金、収入減少、不登校、馴染めない
ネットワーク関連	近隣苦情、孤立、世帯員数の変化、他市転入、単身、民間賃貸
ストレス関連	イライラ、焦燥、悪夢、易疲労性、楽しめない、災害について考えない、災害を思い出し動揺、災害を思い出す、災害逃避、食欲変化、神経過敏、睡眠障害、退行、不安、憂うつ

図 1 震災ストレス相談内容 (延べ人数)

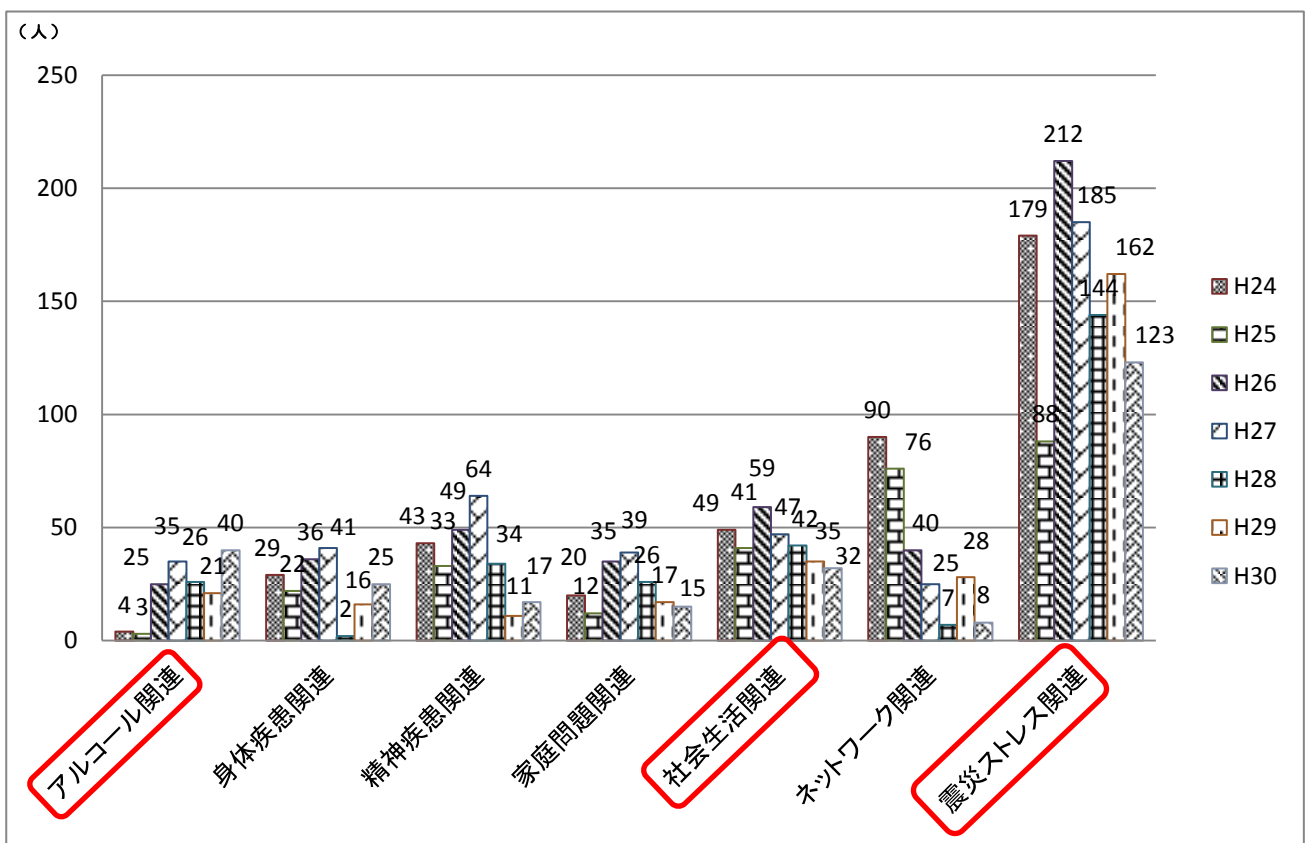
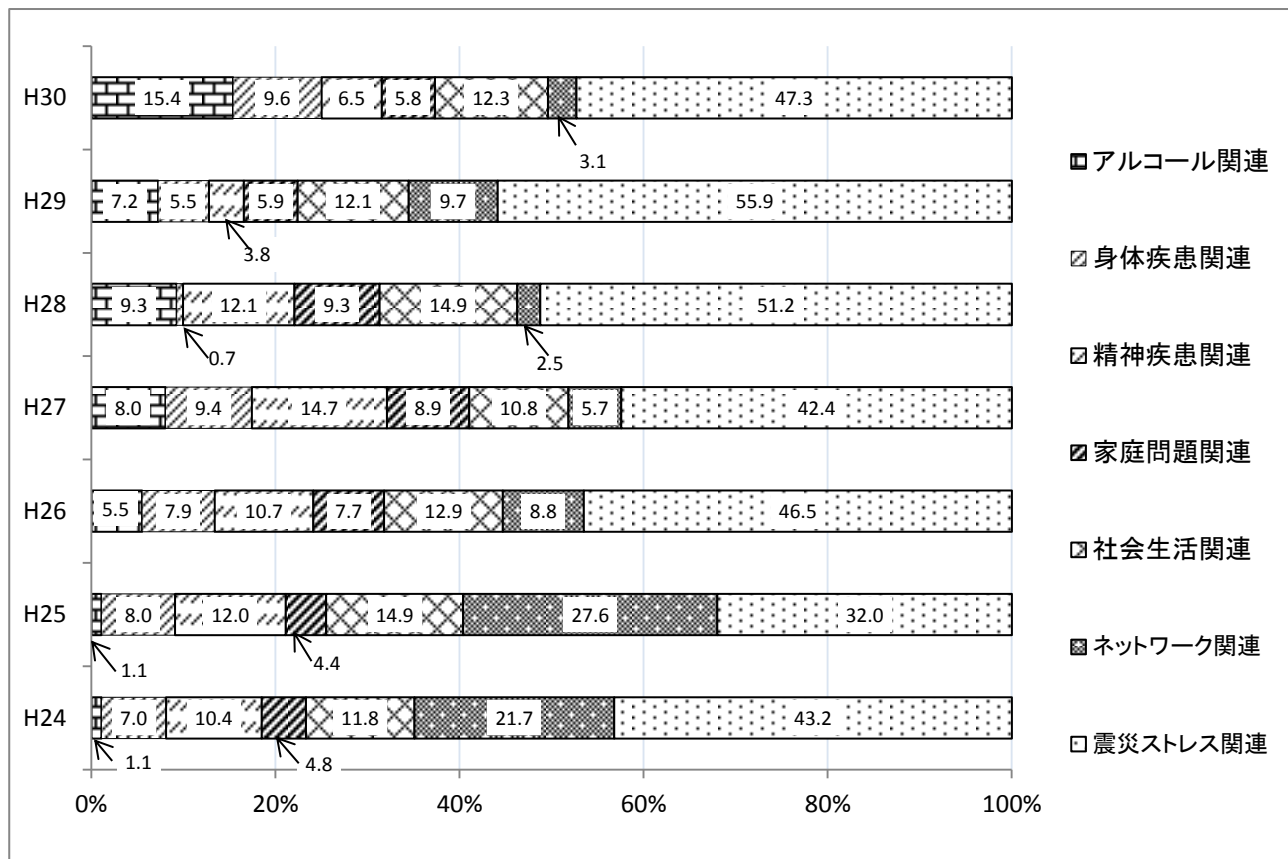


図 2 震災ストレス相談内容 (%)



(3) 普及啓発

- ・ ホームページに災害時メンタルヘルスや仙台市災害時地域精神保健活動ガイドラインに関する情報を掲載
- ・ 心の健康フェスティバルや各区健康まつり等でのパネル展示の実施

(4) 人材育成 (教育研修)

支援者向け研修会の実施

	目的・内容等	参加対象者	実施回数等	参加者数
1	震災後心のケア従事者研修会 & 情報共有会 (障害者支援課主催) 目的: 心のケア従事者の支援力向上のため	庁内職員 (各区家庭健康課、障害高齢課、被災者生活支援室、健康政策課他)	6回	延 208名
2	震災後心のケア支援事業担当者研修会 兵庫県精神保健福祉センター 藤田昌子氏 目的: 先進地の知見を学び、被災者支援の振返りと課題を抽出し、対策を検討するため	庁内職員 (各区家庭健康課、障害高齢課、被災者生活支援室、健康政策課他)	平成30年 11月22日	37名

3	災害時メンタルヘルス研修会 「大規模災害被災地のこころのケアにおける長期的な課題」 岩手医科大学神経精神医学講座 教授 大塚耕太郎氏 目的：今後の長期的な被災者支援の在り方について考えるため	庁内職員 市内福祉・教育関係機関職員	平成 30 年 12 月 6 日	58 名
---	---	-----------------------	---------------------	------

(5) マネジメント

①仙台市震災後心のケア行動指針の策定（第Ⅱ期まとめ・第Ⅲ期計画の作成）

被災者に対する心のケアを中長期にわたり効果的に実施するために「震災後心のケア行動指針」を策定した。本指針は平成 24 年度から平成 32 年度までを 3 年ずつ 3 期に、対象者を「健康～自己回復可能群」「不安定群」「ハイリスク群」に分け、①普及啓発、②相談、③人材育成、④マネジメント、⑤連絡調整の領域において取り組む事業等を策定している。当センターが中心となり、各区保健福祉センター・支所・市役所の健康政策や精神保健分野の主管課と各期にモニタリングを行い、指針やそれに基づき策営する事業計画の修正や評価を行うこととしている。

平成 29 年度に、各区保健福祉センター等の協力を得て、「第Ⅱ期まとめ」「第Ⅲ期計画」を作成し、本年度に集約・配布した。

②仙台市災害時地域精神保健福祉ガイドライン改定版の周知

平成 20 年に作成した本ガイドラインについて、平成 27 年度に東日本大震災の経験をふまえた中長期的な支援に対応できる内容に改訂した。本年度は震災後こころのケア従事職員研修会で周知、配布した。

(6) 連絡調整

健康福祉局被災者生活支援室主催の各区被災者支援ワーキンググループ・復興公営住宅ワーキンググループへの参加

被災者における復興の格差が拡大し、取り残された被災者は抱える問題が複雑化しており、保健福祉に限らない、生活や住宅再建、まちづくりなどの多面的な支援が求められている。他課や地域関係機関との連携を強化、心のケアの視点の普及と情報収集を目的に参加した。

自殺予防関連事業

10. 自殺予防情報センター（こころの絆センター）

（１）自殺予防情報センターの概要

自死対策の総合的な支援体制の強化と、対象者に対する支援の充実を図ることを目的に、当センター内に自殺予防情報センターを平成 23 年 11 月 1 日に設置した。保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等の 3 名の職員体制により、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら業務を担っている。自ら命を絶つことを考えている者、未遂者及び自死遺族等の相談に応じるほか、適切な相談窓口につなげるための情報提供や支援者に対する研修等を行っている。

（２）電話相談の状況

希死念慮のある者、自殺企図者、自殺未遂者等の本人及びその家族や、自死遺族等からの相談に応じ、適切な相談機関につなげるための情報提供等を行っている。

平成 30 年度の相談延件数は 749 件であり、その内訳については下記の通りであった。

相談の概況は、本人からの相談が 9 割以上を占め、男女別では女性がやや多い。基本的には匿名での相談であることから、相談者の住所や年齢は不明の場合が多い。

相談内容については、こころの健康づくりに関することが全体の約 9 割を占め、その中でも抑うつ的な訴えが最も多かった。自殺問題に関連する相談は全体の 5 割である。精神科受診の既往がある割合は 7 割であり、さらにその 9 割は通院継続していた。医療に繋がっているものの、生きにくさを抱えている方からの、つらい気持ちを聞いてほしいといった内容が多く、傾聴を中心とする支援を行った。

①相談者性別

性別	H30									H31			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
男	40	37	59	37	22	12	20	13	15	16	11	40	322
女	39	24	33	35	29	22	29	30	24	26	39	42	372
不明	5	3	2	1	13	0	6	7	3	5	4	6	55
合計	84	64	94	73	64	34	55	50	42	47	54	88	749

②相談者住所

住所	人数
青葉区	53
宮城野区	144
若林区	42
太白区	19
泉区	16
市内不明	82
市外	27
不明	366
合計	749

③相談者年代

年代	人数
20歳未満	9
21～30歳	68
31～40歳	45
41～50歳	152
51～60歳	72
61～70歳	17
71～80歳	3
81歳以上	1
不明	382

④相談者続柄

続柄	人数
本人	710
親	18
舅姑	0
兄弟・姉妹	4
配偶者	4
その他の親族	1
友人・知人	4
子	1
その他	7

⑤相談内容の詳細

相談内容	件数
老人精神保健	6
アルコール問題	1
思春期（20歳未満）	10
精神障害ではないかとの訴え	0
精神障害の治療の問題	0
不登校	0
非行・反社会的行動	0
行動の異常	0
生き方についての悩み	1
抑うつ的な訴え	2
その他	7
こころの健康づくり（20歳以上）	623
被害妄想的な訴え	7
精神障害ではないかとの訴え	0
精神障害の治療の問題	7
対人関係についての問題	26
家庭内暴力	4
性についての悩み	1
生き方についての悩み	48
仕事・職場についての悩み	67
出産・育児に関する悩み	15
夫婦関係等家庭内の悩み	58
近隣とのトラブルについての悩み	4
心氣的・身体的訴え	13
抑うつ的な訴え	323
強迫的な訴え	1
無気力・ひきこもり	1
サラ金・ギャンブル等の問題	2
その他	46
その他	109
日常生活報告	6
その他	103
合計	749

⑥自殺問題関連の該当状況

当該の有無	件数
該当あり	423
希死念慮	384
自殺企図	10
自殺未遂	24
自死遺族	2
その他	3
該当なし	326
合計	749

⑦精神科既往歴の状況

精神科既往歴	件数
あり（内訳は複数該当あり）	350
うつ病	155
抑うつ状態	1
統合失調症	40
躁うつ病	8
PTSD	4
強迫性障害	2
適応障害	6
パニック障害	16
パーソナリティ障害	7
精神遅滞	0
対人恐怖症	0
不眠症	0
その他・不明	111
なし	24
不明	375
合計	749

⑧判断と対応

対 応 判 断	指 導 ・ 助 言	傾 聴	来 所 相 談 へ	電 話 相 談 紹 介	医 療 機 関 情 報 提 供	関 係 機 関 情 報 提 供	警 察 を 情 報 提 供	関 係 機 関 へ 連 絡	そ の 他	合 計
危険が切迫	1	0	0	0	1	1	0	1	1	5
切迫していないが要支援	63	317	10	24	5	19	0	2	9	449
自死関連問題以外	12	120	0	70	0	10	0	0	83	295
合計	76	437	10	94	6	30	0	3	93	749

(3) 面接相談の実施

①「生活困りごとと、こころの健康相談」(定例相談およびキャンペーン相談会)の開催

自死の要因のひとつである経済的な問題を抱える人の中には、精神的な悩みを抱いている人も存在するため、経済問題に関する問題と併せてこころの健康相談を実施している。仙台市民および仙台市内に通勤・通学している、生活困窮者等の社会的支援が必要とされる方を対象に、弁護士・司法書士による法律相談とあわせて、保健師・心理士によるこころの健康相談を開催した。

定例相談	毎月第3火曜日 13時-16時 場所：司法書士会館	実施回数 12回 相談件数 37件
キャンペーン 相談会	平成30年9月4日(自殺予防週間に合わせた開催) 場所：仙台市役所上杉分庁舎2階	実施回数 1回 相談件数 7件 (うち心の相談7件)
	平成31年3月1日(自殺対策強化月間に合わせた開催) 場所：仙台市役所上杉分庁舎2階	実施回数 1回 相談件数 14件 (うち心の相談14件)

(4) 人材育成(教育研修)

地域において自死対策にかかわる専門職を始め、地域の中でハイリスク者とかかわることの多い方や、職域などを対象に研修を実施した。

①市職員及び自殺対策関係職員向け(自殺対策ゲートキーパー養成講座)

開催日	内容及び講師	参加人数
平成30年 7月6日	講話とグループワーク 「こころの声に気づく～職員1人ひとりができること～」 講師：太白区保健福祉センター管理課主幹兼企画係長 河田 祐子 氏 「対応方法の実際について」	67名

②自殺対策関係職員向け（地域自殺対策研修講座）

開催日	内容及び講師	参加人数
平成 30 年 1 月 19 日	講話 「死にたい」と「生きたい」の狭間でできること ～身近な人の死を防ぐために～ 講師：筑波大学 医学医療系 災害・地域精神医学 教授 高橋 祥友 氏	85 名

③地域におけるゲートキーパー研修への講師派遣

対象者(依頼主)	派遣回数	参加人数
NPO 法人 仙台夜まわりグループ	1	15 名
仙台市薬剤師会	1	90 名
合計	2	105 名

（5）普及・啓発

① 若年層を対象とした普及啓発活動

仙台市の 20 歳代の自殺死亡率が全国と比して高い傾向にある事から、大学生をメンバーとし若年層を対象とした普及啓発を検討・実践する「ボランティアサークル YELL（エール）」の活動を月 1 回行い、大学生の視点を盛り込んだ啓発媒体（クリアファイル・リーフレット）を作成した。また、メンバー自身が他の学生にストレス反応やセルフケア等の説明を行う“ピア・エデュケーション”手法を用いた啓発活動を 4 大学（宮城大学、仙台白百合女子大学、東北福祉大学、東北文化学園大学）の心理・福祉系学科や看護学科の学生を対象に 5 回 281 名に実施した他、大学の図書館を活用したメンタルヘルスに関する普及啓発も実施した。

② 一般市民・関係機関等を対象とした普及啓発

一般市民・関係機関等を対象に、自死対策の意識の向上や、予防・心の健康づくりの知識の普及・啓発を図った。

[1]相談窓口の周知

- ・相談機関一覧の掲載情報の更新とチラシの配布（216ヶ所、8400枚）
- ・インターネットを利用した相談窓口の周知
（当センターホームページ、厚労省ホームページ「いのちささえる」への掲載）
- ・自殺予防週間(9月)に合わせたポスターの作成と送付（380ヶ所、446枚）
（普及啓発活動で作成したキャラクター「ここまる」を使用）
- ・広報誌「はあとぼーと通信」における自殺予防情報センターの周知

[2]こころの健康に関する正しい知識の普及

- ・当センターのホームページに自死予防に関する情報を掲載(通年)

（6）遺族支援

自死遺族からの相談を受け、必要に応じ自死遺族グループ等を紹介した。

(7) 実態把握

厚生労働省の保健統計や警察庁によるデータを用いて本市の自死の実態に関する分析を行い、地域保健福祉活動に活用できるための情報発信を行った。

(8) 関係機関との連携強化

① 仙台市自殺対策連絡協議会・自殺総合対策庁内連絡会議への参画

仙台市自殺対策計画の策定に向け、庁内外の関係機関・関係団体と連携・情報共有を図り、本市としての有効な取り組みの検討や総合的な対策を推進するための会議に、事務局として参画した。

(障害者支援課、健康政策課、当センターの2課1公所での事務局体制)

- ・ 仙台市自殺対策連絡協議会：3回
平成30年5月23日・平成30年8月23日・平成30年11月6日開催
- ・ 自殺総合対策庁内連絡会議：5回
平成30年5月30日・平成30年9月6日・平成30年10月16日・平成30年11月27日・平成31年3月18日開催

② 仙台市自死ハイリスク者支援体制検討会議への参画

自死の危険性が高い自殺未遂者等ハイリスク者に対する支援を検討する会議に、事務局として参画し、個別支援を支える協働支援ツールの作成及び対応の手引きの作成等の検討を通じて、庁内外の関係機関・団体との多機関協働の支援体制の構築を図る必要性について共有した。

(障害者支援課、当センターの1課1公所での事務局体制)

- ・ 仙台市自死ハイリスク者支援体制検討会議：5回
平成30年9月12日・平成30年10月24日・平成30年11月28日・平成31年1月23日・平成31年2月27日開催

11. 依存症関連事業

(1) 依存症関連事業の概要

地域におけるアルコール・薬物等依存症関連問題への支援体制の構築と、支援の充実を図ることを目的に、対象者の回復を助け、再発を予防するための対策を講じていく。また、支援者・支援施設間の連携や技術の向上を目指し、各区への技術支援・人材育成、関係機関との連携を強化していく。

(2) アルコール・薬物家族ミーティング

①目的

アルコールや薬物等の依存症関連問題を有する者の家族が、知識や対応の仕方を学ぶとともに、安心安全な場で同じ悩みを抱える仲間と思いを分かち合う経験を通して、家族の精神面の健康回復を図り、依存症当事者の回復を促すことを目的として、実施している。

②経過

アルコール家族ミーティングは、昭和 63 年度に太白保健所で始まり、平成 10 年度からは仙台市福祉プラザを会場に当センター主催の事業として実施している。平成 30 年度からは、対象に薬物関連の問題を有する者の家族を加え、アルコール・薬物家族ミーティングと拡充した。

③内容

原則木曜日の午後、指導医と担当職員（ファシリテーター、記録）により実施している。ワークブックを用いたコミュニケーションワーク（家族のためのコミュニケーションの促進を目的として、本人とのかかわり方、セルフケアなどを話し合うもの）を実施したのち、家族ミーティングを行っている。

家族ミーティングは、①プライバシー厳守、②言いつばなし・聞きつばなし、③主役は自分、という 3 つのルールを設け、参加者が順番に自らの体験や感情、考えなどを語り、互いの話に耳を傾ける手法をとる。

平成 30 年度は 35 回開催。参加延べ人数は 95 名、1 回あたりの平均参加人数は 3 名である。

④その他

ミーティング終了後は毎回スタッフカンファレンスを実施し、セッションの振り返りを行っている。初回参加者は、原則として居住区の障害高齢課または総合支所保健福祉課での相談を経て、ミーティングに参加する。その際、各区の相談担当者が同行し、参加状況を確認してもらう。また、今後の方針の検討・共有をスタッフカンファレンスで行い、連携した支援につなげている。

さらに、各区役所障害高齢課等のアルコール関連問題に関わる職員のスキルアップを

目的として、月末には、指導医や回復当事者・家族等を講師とした勉強会を開催している。平成30年度は10回開催。庁内掲示板を利用して広く参加を呼びかけ、保健・福祉分野のみならず、消防局や司法関係などさまざまな部署から職員が参加した。参加延べ人数は111名、1回あたりの平均参加人数は11.1名となっている。

(3) 依存症関連問題研修会

①目的

行政や関係機関の職員に対し、依存症や関連する諸問題についての知識や基本的な対応方法を学び、スキルアップを図る場を提供する。

②対象

アルコール（薬物）関連の問題を有する方やその家族にかかわる関係機関の職員

※平成30年度は宮城県精神保健福祉センターとの共催事業として、基礎編・実践編の2部構成で実施した。

③内容

開催日時	内容及び講師	参加人数
平成30年9月25日 13:30～16:00 会場：仙台市医師会館 5階 研修室	講話：「依存症当事者・家族を地域で支える」 講師： 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 診断治療開発研究室長 近藤 あゆみ先生	67名 〔宮城県25名 仙台市42名〕
平成30年11月6日 13:30～16:00 会場：仙台市シルバーセンター7階 第1研修室	講話・演習：「クライアントの回復段階やニーズに寄り添う依存症の相談支援」 講師： 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 診断治療開発研究室長 近藤 あゆみ先生	43名 〔宮城県20名 仙台市23名〕

アルコール関連問題に関する理解や家族支援について、区の障害高齢課や家庭健康課、地域包括支援センター等、支援に携わる職員の人材育成の機会となった。今後も、2部構成での研修を実施していく。また、依存症関連問題の共通のテーマ（家族支援や動機づけなど）を取り入れていく。

(4) アディクション家族教室

①目的

依存症の問題に悩む家族が、講話を通してアディクションに関する適切な知識を学び、当事者や家族の体験談から回復について知ることを目的とする。

②対象

アルコール・薬物などのアディクション問題を抱えるご家族

③内容

開催日時	内容及び講師	参加人数
① 平成 30 年 6 月 13 日 14:00-16:30 仙台市障害者総合支援 センター第 1 研修室	テーマ：「アディクションについて ～アルコール・薬物依存を中心に～」 講師： 東北会病院 精神科医 奥平 富貴子 先生	① 17 名 ② 18 名
② 平成 30 年 11 月 9 日 14:00-16:30 仙台市福祉プラザ 10 階 第 2 研修室	アディクションからの回復を目指す当事者・ご家族	

家族のアルコールや薬物問題に長い間悩んできた参加者が多く、本教室がアディクションの正しい知識を初めて得る機会となっていた。こうした学びの場の提供は、今後も相談と両輪で継続していく必要がある。

(5) アルコール・薬物問題高校生講演会

①目的

アルコール関連問題や薬物問題に関する普及啓発活動の一環として実施する。

②経過

平成 11 年度の仙台市アルコール問題対策連絡会議にて、若年層へのアルコール教育の必要性を協議し、平成 12 年度より高校の授業においてアルコール講演会を開始した。また、平成 14 年度からは、薬物に関する正しい知識と理解を深めてもらい、薬物に関連する身体的・心理的な問題に対する予防を図ることを目的に、薬物の講演会も開始した。

③内容

当センター職員による、アルコールや薬物の基本的知識やセルフケアについての講話と、AA や仙台ダルクのメンバー等、依存症の回復者からのメッセージの 2 部構成である。

実施校	学年	生徒数	開催日時	内容
仙台工業高等学校	2 年生	約 200 名	平成 30 年 7 月 10 日 14:20～15:10	アルコールに 関する保健講話
	1 年生	約 200 名	平成 30 年 9 月 4 日 14:20～15:10	薬物に 関する保健講話
仙台大志高校	1 年生 I 部生	76 名	平成 30 年 11 月 7 日 13:35～14:50	アルコール・薬物 に関する保健講話
	II 部生(夜間)	10 名	19:30～20:45	

アルコールも薬物であること、依存症は病気であることを強調し、実際にアルコールや薬物を勧められた際にどのように断るかについての具体例にも触れた。依存症は人間関係の病であることから、悩んだ時に、どのように不安やイライラを解消すればよいかについても伝えた。依存症の背景に生きづらさを抱えている人が多く、“お酒や薬物は危ない！”という一辺倒ではなく、適切な対処法やセルフケアについて伝えていくことも必要である。

(6) アルコール問題対策連絡会議

①目的

アルコール関連諸問題について関係機関の連携を図ることにより、アルコール関連問題の予防と早期発見、アルコール依存症者の社会復帰を目指すことを目的として、年1回実施している。

②対象

仙台市医師会、仙台市アルコール相談指導医、各区障害高齢課、総合支所保健福祉課、当事者団体（断酒会・AA等）などの関係諸機関。

③内容

開催日時	内容	参加人数
平成31年2月5日 15:00～17:00 会場: はあとぽーと 仙台会議室	アルコール関連問題からの回復と連携について ○ご家族及び当事者団体からの発信 ○参加機関の取り組み報告 ○意見交換	18機関から 22名が参加

今年度は、支援者が当事者・家族の回復を信じ、前向きなイメージを持ちながら支援していくことの必要性を再確認するため、ご家族および当事者団体のメンバーより、支援者に向けてメッセージを頂いた。各参加者が、依存症関連問題からの回復に対する理解を深め、当事者団体の活動を知り、今後の協力関係のきっかけとすることができた。

本連絡会は、関係機関が一堂に会し、近年のアルコール問題や各機関の取り組みについて相互に情報交換する貴重な場となっている。どの機関のニーズにもこたえられるようなテーマを設定していくことの難しさはあるが、当所として、何を伝えたいか、どんなことを話し合えればよいかを日々考えていく必要はある。

(7) 他機関との連携

保護観察所との連携

- ・平成30年度 薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会に参加（年10回）
- ・平成30年度薬物事犯関係引受人会での広報（薬物問題講習会）（年4回）

12. ひきこもり関連事業

(1) ひきこもり関係事業の概要

当センターでは従来、相談業務の中で「社会的ひきこもり」の状態像を示す本人および家族への支援を行なって来たが、ひきこもり関連事業としては、平成 11 年度に「引きこもり事例への対応と家族支援」と題する講演会を開催したことから始まった。翌平成 12 年度には、「ひきこもり家族教室」(5 回 1 クール)を初めて開催し、その後、ひきこもり家族を対象としたグループを実施している。また、平成 16 年度には、広く一般市民を対象とした「ひきこもり講演会」を新たに企画し、ひきこもりへの支援を強化した。

本人支援に関しては、平成 22 年度に当センターの継続相談者を対象とした「ひきこもり当事者グループ」を開始したが、グループ参加者が当センター以外へ活動の場を広げて行ったことから平成 23 年度に発展的に解消。その後、本人向けの支援メニューの拡充を図り、平成 27 年度より再び「ひきこもり当事者グループ (フリースペース)」を開始している。

関係機関との連携については、個別事例への支援を通じた関わりの他、各種会議への参加を通し技術支援等を行なっている。

(2) ひきこもり家族グループ

日 時：毎月第 3 木曜 (8 月は第 4、3 月は第 2 木曜日) 10:00-12:00

会 場：仙台市精神保健福祉総合センター

担当者：心理士 3 名

内 容：話し合い (2 時間)

実施回数	参加実人数	参加延べ人数	平均参加者数
12 回	17 名	75 名	6.3 名

平成 22 年より職員による心理教育を行ってから話し合いをする形を 3 年ほど行なったところ、家族自身が自らを振り返る機会が増え、新規に参加したメンバーの話を自分の経験を基に共感したり支えるようになり、家族グループが成熟していった経過がある。

平成 25 年 7 月から頻度と時間帯の変更を行なったところ、参加者の平均人数が増加している。今年度も、家族グループの運営について参加者の意見を募り、職員から 10 分～15 分の話提供を行なった後、必要時職員も介入しながら参加者同士で意見交換し、各家庭で対応に困っていることを一緒に考える場として運営している。

(3) ひきこもり家族教室

開催日・会場		内 容	参加人数
第一回 (市役所上杉分庁舎第2会議室)	第1部 平成30年 6月26日	①講話「ひきこもりとは何でしょう」 講師 仙台市精神保健福祉総合センター 所長 林みづ穂 (精神科医) ②グループワーク	27名
	第2部 平成30年 7月2日	①講話「ひきこもりの理解とその対応」 講師 仙台市精神保健福祉総合センター 主任 壹岐まゆみ (心理士) ②家族の体験談「家族の立場から」 ③グループワーク	21名
第二回 (市役所上杉分庁舎第2会議室)	第1部 平成30年 11月27日	①講話「ひきこもりとは何でしょう」 講師 仙台市精神保健福祉総合センター 所長 林みづ穂 (精神科医) ②グループワーク	20名
	第2部 平成30年 12月3日	①講話「ひきこもりの理解とその対応」 講師 仙台市精神保健福祉総合センター 主任 壹岐まゆみ (心理士) ②家族の体験談「家族の立場から」 ③グループワーク	13名

当事者の年齢は10代から50代にわたり、幅広い家族の参加があった。ひきこもりについて、過去相談歴がある家族の参加も多く、本家族教室は新規相談への導入のみならず、個別相談の補完、再開のきっかけともなっている。

(4) ひきこもり講演会

開催日時	内容及び講師	参加人数
平成30年 5月12日(土) 13:30~15:30	演題： 「ひきこもりからの回復 -安全と安心の先へつなぐ-」 講師： 浜松市精神保健福祉センター所長 二宮貴至 氏	247名

平成16年度より、一般市民向けの講演会を実施。アンケートでは、66%の方がひきこもりについて「新たにわかったことがあった」と回答しており、その内容としては、ひきこもりの背景要因や段階に合わせた支援などが挙げられていた。また、「安心・安全な場の保障がひきこもりからの回復につながる」という記載もあり、講演会の内容がひきこもりについての理解につながり、参加者の満足度は高かった。

(5) ひきこもり当事者グループ（フリースペース）

日 時：月 2 回（4 月のみ 1 回）火曜日 14:00-15:30

会 場：仙台市精神保健福祉総合センター 2 階和室

担当者：心理士 3 名

内 容：居場所の提供

実施回数	参加実人数	参加延べ人数	平均参加者数
23 回	4 名	31 名	1.3 名

ひきこもり支援メニューの充実を図るため、平成 27 年度から当事者支援の場としてフリースペースを開設している。当センターの来所相談へ来ている当事者の他、外部からも広く対象者を募集し運営している。

(6) ひきこもり関係機関連絡会議

・ひきこもり支援連絡協議会

実施月	議題
平成 30 年 5 月	事例検討
6 月	ケースレビューおよび事例検討
7 月	事例検討
8 月	事例検討
9 月	事例検討
10 月	事例検討
11 月	事例検討の振り返り
12 月	事例検討
平成 31 年 1 月	事例検討
2 月	ケースレビューおよび相談機関冊子の作成について
3 月	事例検討の振り返り

ひきこもり支援のあり方検討会による報告書「仙台市におけるひきこもり支援のあり方について（平成 29 年 3 月）」に基づき、ひきこもり支援の拠点機能として、仙台市ひきこもり地域支援センター、仙台市生活自立・仕事相談センター、仙台市自閉症児者センター、障害者支援課、発達相談支援センター、各区保健福祉センター、児童相談所、子供相談支援センター、適応指導センター等の機関と事例検討を行なっている。

13. 精神医療審査会・

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）業務

(1) 精神医療審査会の状況

①開催状況

- ・開催時期及び回数 平成30年4月～平成31年3月（計36回開催）
- ・合議体数 4合議体（1班～4班）
（1合議体5名編成：医療委員3名、法律家委員1名、有識者委員1名）
- ・委員数 23名（うち予備委員3名）
※平成31年2月15日より、予備委員2名増員（医療委員、有識者委員）

②審査状況

ア. 入退院等審査件数の推移（平成26年度～平成30年度） (件)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
医療保護入院届	1,558	1,454	1,716	1,825	1,637
医療保護入院定期病状報告	1,026	957	951	1,018	990
措置入院定期病状報告	4	7	2	8	4
退院等の請求	13	14	12	22	12
合 計	2,601	2,432	2,681	2,873	2,643

イ. 保留・指導件数推移（平成26年度～平成30年度） (件)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
保 留	341	225	354	319	318
指 導	116	98	59	57	24

ウ. 退院請求等審査状況（平成30年度） (件)

請求受理 (前年度からの繰り越し含む)		審査件数	請求取下げ			翌年度へ 繰り越し
退院請求	処遇改善		意見書 未徴収	意見書 提出あり	意見聴取 実施	
22	0	12	2	6	1	1

エ. 退院請求等審査結果（平成30年度） (件)

退院請求審査結果内容	
1 引き続き現在の入院形態が適当と認められる	12
審査結果について、付帯意見あり	1
2 他の入院形態への移行が適当と認められる	0
3 ○日以内に他の入院形態へ移行することが適当と認められる	0
4 入院の継続は適当ではない	0
5 入院の継続は適当だが、○○に関する処遇は適当ではない	0

(2) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）の判定状況

①判定会議

- ・ 嘱託判定医 6名（1回あたりの判定会議は4名で実施）
- ・ 判定会議 年間24回実施（月2回）

②精神障害者保健福祉手帳

ア. 平成30年度判定状況

区分	判定件数	内訳				更新者数
		1級	2級	3級	非該当	
診断書	3,113	433	1,758	875	47	2,274
年金照会	1,897	284	1,424	155	34	1,809

イ. 平成30年度 各別手帳保持者数 (30年度末現在)

区分	青葉区	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区	泉区	計
1級	371	64	267	170	315	231	1,418
2級	1,486	278	1,079	732	1,482	1,045	6,102
3級	516	95	369	249	413	350	1,992
計	2,373	437	1,715	1,151	2,210	1,626	9,512

ウ. 各年度別手帳保持者数 (各年度末現在)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1級	1,267	1,312	1,349	1,381	1,411
2級	4,302	4,519	4,843	5,153	5,637
3級	1,441	1,587	1,676	1,789	1,844
計	7,010	7,418	7,868	8,323	8,892

③自立支援医療（精神通院）

ア. 平成30年度判定件数

申請区分	承認	非該当
新規	1,654	0
更新	14,817	1
合計	16,471	1

イ. 平成30年度 各別受給者証交付者数 (平成30年度末現在)

青葉区	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区	泉区	計
3,689	906	2,931	2,049	3,655	2,910	16,140

ウ. 各年度別受給者証交付者数 (各年度末現在)

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
13,340	13,867	14,103	14,929	15,291

IV 資料

1. 関係条例、規則等

(1) 関係条例、規則等

- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター条例
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター条例施行規則
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター使用料及び手数料減免要領
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センターデイケア指導実施要領
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター地域総合支援事業実施要綱
- ・ 仙台市アルコール・薬物健康相談実施要綱
- ・ 仙台市アルコール問題対策連絡会議開催要領
- ・ 仙台市指定自立支援医療機関（精神通院）の指定に関する要綱
- ・ 仙台市精神障害者保健福祉手帳に関する事務処理要領
- ・ 仙台市自立支援医療（精神通院）の支給認定に関する要綱
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者の入退院等に関する事務処理要領
- ・ 仙台市精神医療審査会運営要領
- ・ 措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告書等に係る文書料支払い事務取扱要領

平成 30 年度

紀要

第 22 号

仙台市精神保健福祉総合センター
(はあとぽーと仙台)

〒980-0845

仙台市青葉区荒巻字三居沢 1-6

TEL 022-265-2191 FAX 022-265-2190